

生活保護受給者等就労支援

職業安定局雇用開発課就労支援室

## 生活保護受給者等就労支援

厚生労働省職業安定局  
雇用開発課就労支援室

### 雇用失業情勢（平成20年2月）

◆ 完全失業率（季調） 3.9%（男4.0% 女3.8%）

◆ 完全失業者数 266万人（男164万人 女102万人）

〔離職理由別〕

非自発的 83万人 自発的 103万人 学卒未就職者 10万人  
その他の者 66万人

〔年齢別〕

24歳以下 7.3% 25～34歳 5.5% 35～44歳 3.5%  
45～54歳 3.0% 55～64歳 3.6% 65歳以上 2.1%

〔地域別〕（平成19年10月～12月）

北海道 5.0% 東北 4.7% 南関東 3.4%  
北関東・甲信 3.4% 北陸 3.1% 東海 2.8%  
近畿 4.3% 中国 3.6% 四国 4.0% 九州 4.2%

## ◆ 有効求人倍率(季調) 0.97倍

[年齢別](常用)

24歳以下 1.62倍    25~34歳 0.70倍    35~44歳 0.92倍

45~54歳 1.09倍    55歳以上 1.07倍

[地域別]

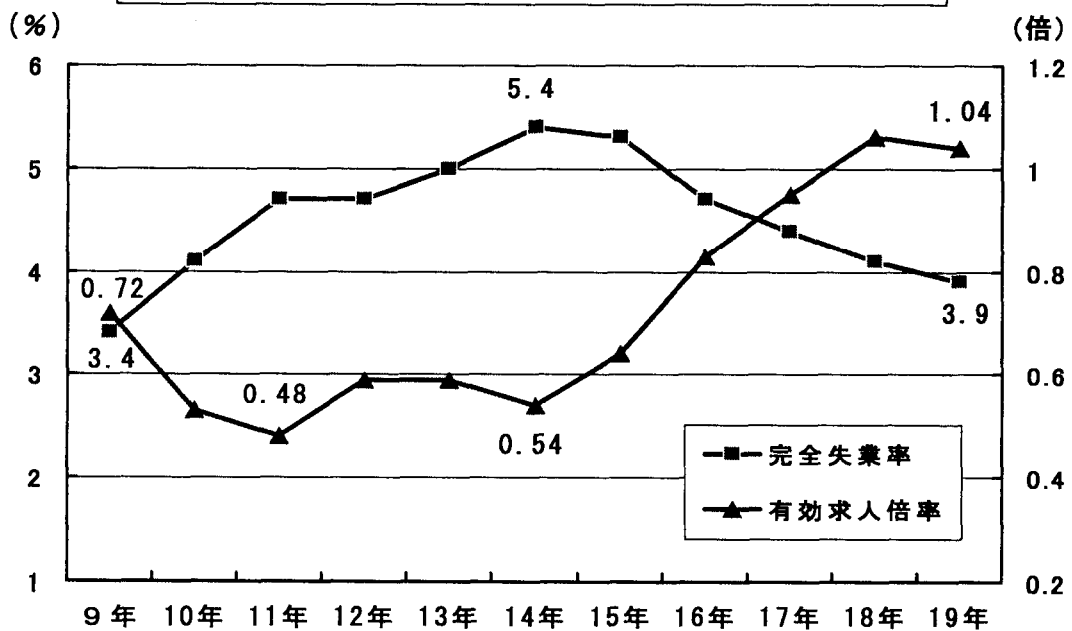
北海道 0.49倍    東北 0.69倍    南関東 1.14倍

北関東・甲信 1.18倍    北陸 1.11倍    東海 1.50倍

近畿 0.96倍    中国 1.08倍    四国 0.84倍    九州 0.65倍

- ◆ 新規求人数            79万人
- ◆ 有効求人数            203万人
- ◆ 新規求職申込件数    53万件
- ◆ 有効求職者数        200万人
- ◆ 就職件数              16万件

失業率と求人倍率の推移



## ハローワークの組織と業務

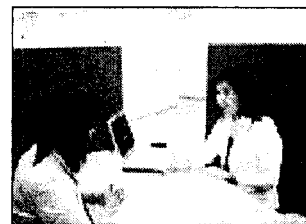
- ◎ 都道府県労働局(47局)
- ◎ ハローワーク(584所) : 平成19年度
- ◎ 附属施設
  - パートバンク ハローワークプラザ
  - 人材銀行 高年齢者職業相談室 学生職業相談室 など

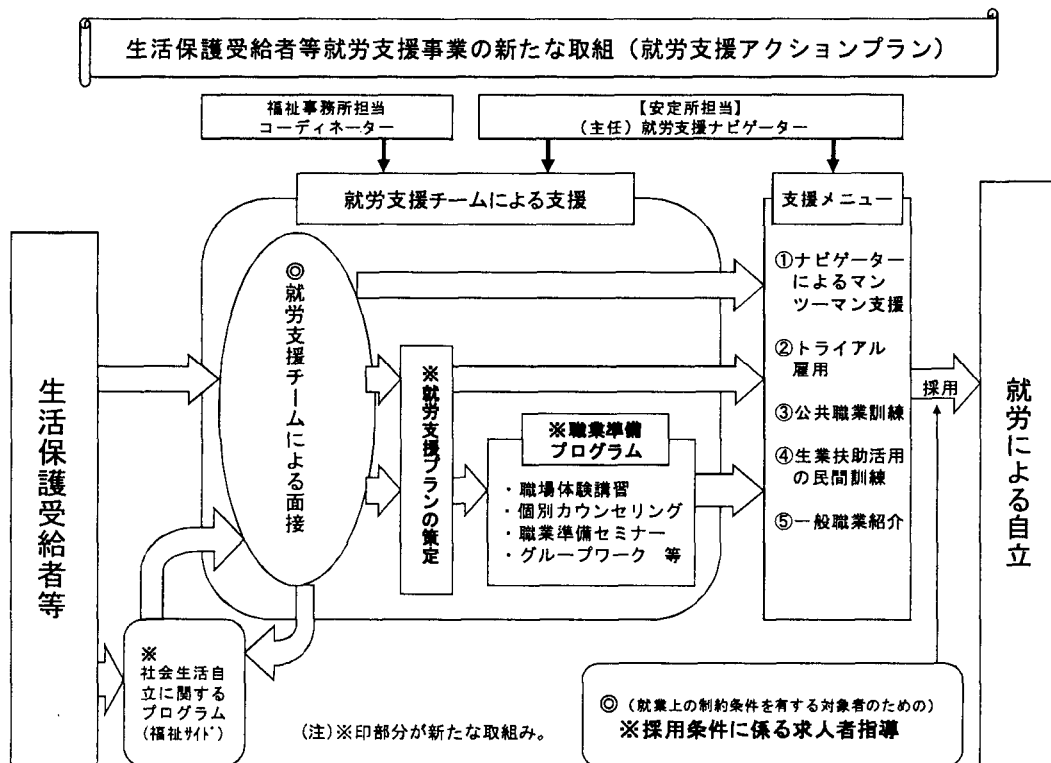
## ◎ ハローワークの就職支援

- 求職者の個々の事情に応じたきめ細かな支援
  - ・ 職業相談・職業紹介の実施
  - ・ 求人自己検索システムを活用した求人情報の提供
  - ・ 求職活動支援セミナーの実施
  
- 早期再就職専任支援員による支援
  - 特に早期就職意欲の高い求職者に対し、個々人のニーズに応じたきめ細かな就職支援を担当者制により実施
- 再チャレンジプランナーによる支援
  - 早期再就職の必要性が高い求職者に対し、再就職に向けた求職活動計画(就職実現プラン)を個々人毎に作成&フォローアップの実施
- フリーター常用就職サポーター
  - フリーターに対する担当者制による個々人ごとの具体的な就職活動の計画を策定し、常用化に向けた支援を実施

## ◎ 職業紹介状況 (平成19年)

- 新規求職申込件数 637 万件
- 新規求人数 967 万人
- 就職件数 205 万件
- 就職率 32.2%





## 生活保護受給者等就労支援チーム

### (目的)

安定所と福祉事務所の担当者による「就労支援チーム」が連携して、支援対象者（福祉事務所から安定所に要請があった者）に対する適切な就労支援プラン策定、プログラムのメニュー選定、支援メニューを選定等の支援方針を決定

### (構成員)

- 安定所側
  - ・ 生活保護受給者等就労支援事業担当責任者、安定所担当ナビゲーター
- 福祉事務所側
  - ・ 福祉事務所担当コーディネーター
- 必要に応じ
  - ・ ケースワーカー、母子自立支援員、能力開発支援アドバイザー 等

### (担当区域)

安定所担当ナビゲーターが担当する一つ又は複数の安定所に係る支援対象者

### (配置数)

- 安定所担当ナビゲーター (20年度 319人)
- 福祉事務所担当コーディネーター (全福祉事務所)

## 生活保護受給者等就労支援ナビゲーター

### (職務)

就労支援チームの構成員として連絡・調整、対象者の面接、就労支援プラン策定、プログラムメニュー選定・実施、支援メニュー選定・実施、就職後のフォローアップを実施

### (主な支援)

- ・ 就労支援プランの策定
- ・ 職業準備プログラムの実施  
(職場体験講習、職業準備セミナー、個別カウンセリング、グループワーク)
- ・ 支援メニューの実施  
(ナビゲーターによる就職支援、トライアル雇用の活用、公共職業訓練の受講あっせん、生業扶助等の活用による民間教育訓練講座の受講、一般の職業相談・紹介)

## 生活保護受給者等就労支援事業の実施状況

(平成17年6月から平成20年2月まで)

	支 援 対象者数	支 援 開始者数	就職者数	就職率
合 計	<b>32, 615</b>	<b>27, 256</b>	<b>15, 401</b>	<b>47.2%</b>
生活保護 受給者	28, 860	24, 174	13, 404	46.4%
児童扶養 手当受給者	3, 755	3, 082	1,997	53.2%

※平成17年度は、児童扶養手当受給者は、東京、大阪及び政令指定都市(14)でモデル実施

## 成長力底上げ戦略(基本構想) 概要

### 《基本的な姿勢》

#### 1. 「働く人全体」の底上げを目指す

経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業）の向上を図ることにより、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止

#### 2. 「機会の最大化」により「成長力の底上げ」を図る

意欲のある人や企業が自らの向上に取り組める「機会(チャンス)」を最大限拡大  
人材の労働市場への参加や生産性の向上を図ることで、他の成長戦略と相まって、経済の活力を維持・向上させ、経済成長を高めていくことを目指す

#### 3. 3本の矢

##### 【人材能力戦略】

「職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人」への支援

##### 【就労支援戦略】

「公的扶助(福祉)を受けている人などで、経済的自立(就労)を目指しているが、その機会に恵まれない人」への支援

##### 【中小企業底上げ戦略】

「生産性向上を図るとともに、賃金の底上げをしようとしているが、その機会に恵まれない中小企業等」への支援

## 【就労支援戦略】

### 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定・実施

- ◎ 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、「福祉から雇用へ」推進5か年計画に基づき、公的扶助(福祉)を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る

#### (1) 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定

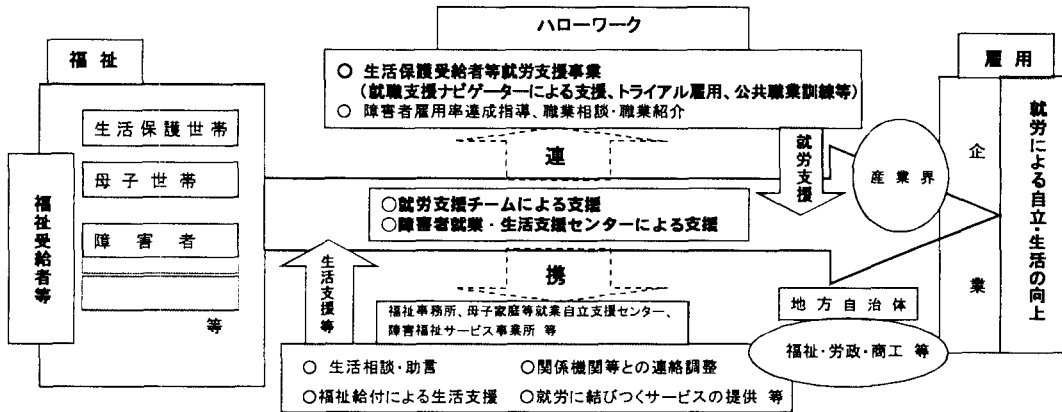
- ① 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行に関する5年後の具体的な目標を設定し、実績を検証しながら計画を推進
- ② 就労支援方策として、福祉(就労支援)及び雇用(受入促進)の両面にわたる総合的な取組を展開。19年度～21年度を集中戦略期間として施策展開

#### (2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進

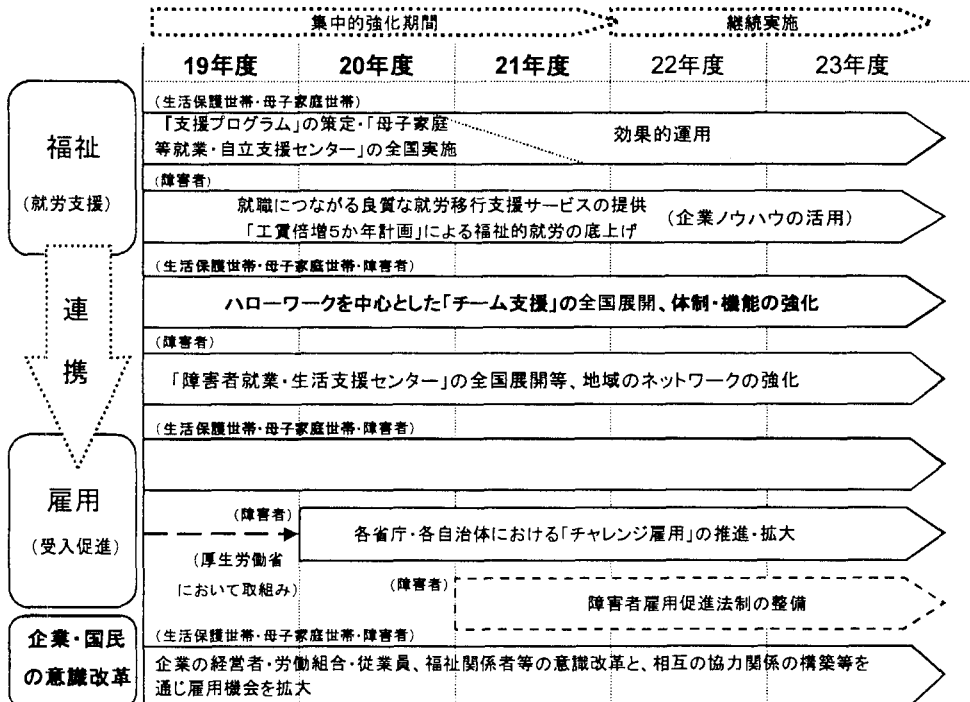
## 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の考え方 ～誰でもどこでも自立に向けた支援が受けられる体制整備～

- 福祉を受ける方に対して、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る
- 緒についたばかりの福祉事務所等とハローワークの連携による「福祉と雇用の連携」施策、地方自治体における自立支援策を加速
- 「福祉から雇用へ」の実効性を高めるため、関係機関の連携を促進するとともに、産業界等の理解・協力を得ながら、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』として実施



## 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』のイメージ

- 福祉から雇用への移行を推進する「5か年計画」を策定し、「目標」を定め取り組む。  
(特に、19～21年度に取組を強化)





## 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』における重点戦略

### 地域の特性を活かした就労支援体制を全国展開

- 「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域に設置(約400カ所)
- 各省庁・各自治体における障害者に対する「チャレンジ雇用」の推進・拡大
- 障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開及び職業能力開発の推進
- 平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム(※)」を全自治体で策定  
(※)意欲の向上や職業意識の啓発、技能修得、就職支援等、段階的・計画的な支援を行うプログラム
- 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点を全国展開

### ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「**就労支援チーム(※)**」の体制・機能強化  
(※)ハローワークの就職支援担当と福祉事務所、福祉施設等関係機関により編成されるチーム
- ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者(生活保護・母子世帯)の就職率を60%に引上げ  
「就職活動プランの策定」、「就労意欲向上プログラム」 など

### 障害者雇用促進法制の整備

- 短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための障害者雇用促進法制の整備

### 関係者の意識改革

- 関係者の意識改革を通じた雇用機会の拡大  
企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大